# 府令・省令

**○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号**

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、下請中小企業振興法施行規則及び農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年四月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

下請中小企業振興法施行規則及び農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令

次に掲げる命令の規定中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

一　下請中小企業振興法施行規則（平成十五年内閣府、厚生労働省、国土交通省、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、令第三号）第九条第二項第五号

二　農商工等連携事業計画の認定等に関する命令（平成二十年内閣府、厚生労働省、国土交通省、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、令第一号）第五条第六項

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

# 告　示

**○金融庁告示第二十一号**

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十七年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月十九日から適用する。

平成二十八年四月十八日

金融庁長官　森　信親

第三条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

**○中央選挙管理会告示第十一号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の二第十二項の規定に基づき、中央選挙管理会委員長に平成二十八年四月八日次の者が互選されたので、中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第一条第四項の規定により告示する。

平成二十八年四月十八日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

住所　東京都足立区六月二―五―一七　パープルタウン竹の塚三〇七号　氏名　神崎　浩昭

**○中央選挙管理会告示第十二号**

中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第三条の規定による委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を、平成二十八年四月八日次のように定めたので告示する。

平成二十八年四月十八日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

住所　愛知県名古屋市北区柳原一―七―一〇　氏名　佐藤　泰介

**○法務省告示第百九十一号**

長野県下伊那郡下條村役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年五月十八日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、下條村役場又は長野地方法務局飯田支局に照会すること。

平成二十八年四月十八日

法務大臣　岩城　光英

長野県下伊那郡下條村大字睦沢九千六百五十五番地イ号一

**○外務省告示第百二十九号**

平成二十八年三月三十日にダルエスサラームで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

平成二十八年四月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タンザニア連合共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とタンザニア連合共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六十億円（六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国際開発協会による雇用のためのビジネス環境―開発政策オペレーションの下での改革計画（以下「計画」という。）においてタンザニア連合共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、タンザニア連合共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、タンザニア連合共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、二千十年七月のタンザニア連合共和国の第二次成長及び貧困削減のための国家戦略（以下「ＭＫＵＫＵＴＡⅡ」という。）並びに二千十一年六月のタンザニア五箇年開発計画（二千十一年／二千十二年―二千十五年／二千十六年）（以下「ＦＹＤＰⅠ」という。）の政策目標を達成するためのタンザニア連合共和国の計画の実施を支援することを目的として、タンザニア連合共和国政府の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　タンザニア連合共和国政府は、タンザニア連合共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をタンザニアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、タンザニア連合共和国政府の国家予算に含められる。

5　タンザニア連合共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタンザニア連合共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。